

令和2年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和2年9月16日（水曜日）午後1時30分開会

場所 保健文化センター3階ホール

出席委員（5名）

石 渡 登志男	委員 長	上 代 和 利	副委員 長
林 正清子	委 員	山 下 豊 昭	委 員
小金井 勉	委 員		

出席説明員

ガス事業課長	鎌 田 直 彦	ガス事業課副課長 兼 工 務 班 長	山 田 俊 雄
ガス事業課主査 兼 保 安 班 長	大 野 文 昭	ガス事業課主査 兼 業 務 班 長	鈴 木 理 一
参事（建設課 長事務取扱）	林 浩 志	建設課副課長	石 井 勇
建設課主査 兼 管 理 班 長	須 永 晃 二		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	花 沢 充
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査

・ 請願第 4号 令和2年度大網白里市ガス事業会計補正予算(第1号)

・ 議案第 7号 市道の廃止及び認定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 皆様、こんにちは。

ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後 1時30分）

◎委員長挨拶

○副委員長（上代和利副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 皆様、大変ご苦勞さまでございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は、議案2件であります。慎重なご審査をよろしくお願ひいたします。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。

◎議案第4号 令和2年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）

○副委員長（上代和利副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 傍聴希望者はおられますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ならば、引き続きこのまま行っていきます。

本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

議案第4号 令和2年度大網白里市ガス事業会計補正予算を議題といたします。

ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） ガス事業課の皆さん、ご苦勞さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案についての審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号の説明をお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

副課長兼工務班長の山田です。

○山田俊雄ガス事業課副課長兼工務班長 山田です。よろしくお願いします。

○鎌田直彦ガス事業課長 保安班長の犬野です。

○犬野文昭ガス事業課主査兼保安班長 犬野です。よろしくお願いします。

○鎌田直彦ガス事業課長 業務班長の鈴木です。

○鈴木理一ガス事業課主査兼業務班長 鈴木です。よろしくお願いします。

○鎌田直彦ガス事業課長 私、鎌田です。よろしくお願いします。

それでは、ガス事業課、令和2年9月補正予算案のご説明をさせていただきます。

最初に、今回の補正を実施することになった背景について、ごく簡単にご説明いたします。

ご存知のとおり、令和元年度は近年まれに見る大規模災害の多い年でありました。9月10日には史上最大規模の台風15号の影響により、1週間にも及ぶ大規模停電と3日ほどの断水などにより販売量が落ち込むなど、経営に少なからず影響を受けました。

10月27日には、大雨による土砂崩れにより宅内のガス管が破損し、そこから雨水がガス管に流入したことにより、南玉地区などで広範囲の出不良が発生し、緊急対応作業に追われました。

やっと一息ついたと思った12月11日には、落雷により白里供給所の停留や制御系設備に甚大な被害が発生しました。この復旧には構成機器の詳細な調査が必要であるとともに、既存設備の一部が生産終了となっていることなどから、制御プログラムの変更が生じるため、供給所の監視制御システム全体を熟知した上で行う必要があるとともに、また特殊な機器であり価格が高額かつ納期に長期を有するなど、設計には困難な長い期間を要しましたが、現在復旧工事を実施しております。

今回の補正予算は、この相次ぐ災害による被害を受けたガス施設の復旧工事分の財源確保と、この工事により影響を受けた今年度計画工事予算確保のために行うものであります。

それでは、今年度の補正予算案をご説明いたします。

令和2年度大綱白里市ガス事業会計補正予算（案）、9月補正の1ページをご覧ください。

今回の補正予算案は、第2条、収益的収入及び支出については、支出第2款、ガス事業費用補正予定額、記載のとおり79万7,000円の増額。

第3条、資本的収入及び支出については、支出第1款、資本的支出補正予定額、記載のとおり1,321万1,000円の増額となっております。

それでは、その具体内容についてご説明いたします。

2ページの、令和2年度大網白里市ガス事業会計予算実施計画をご覧ください。

最初にガス事業費用ですが、ガス事業費用が増額となった理由は、第2項供給販売費及び一般管理費、第11目修繕費用の増額です。これは、本市ガス事業の供給施設の一つである南横川ガバナの緊急解体撤去工事に要する費用であり、200万2,000円の増額となっております。

また、第23目委託作業費において、今年度入札を実施した業務委託契約において発生した予算と、契約額の差額120万5,000円を減額補正した結果、差引き79万7,000円の増額補正となったものであります。

ここで、この南横川ガバナについて簡単にご説明いたします。

最初に、ガバナとは何かといいますと、日本語では制圧機ともいい、供給するガスの圧力を整える機械装置であり、ガス事業にはなくてはならないものでございます。

南横川ガバナは、南横川地区供給当初に同地区のガス供給拠点として設置されましたが、その後の導管の整備により拠点としての意味合いが薄れ、近年は稼働を停止しておりました。こうした中、直近巡回時において、昨年度の相次ぐ台風による屋根の破損や室内機械装置の劣化、さらに投石によるガラスの破損などが発見され、施設管理に支障が生じる事態となっております。

加えまして、同施設の供給システムは旧型であり、このままの状態では今後使用することはないことなどから、運用について再検討した結果、供給上の必要性、施設の維持管理上の人的負担、今後も発生する修理等の費用対効果、さらには防犯上のリスクから、早急に解体撤去すべきと判断し、緊急工事を実施することとしたものであります。

次に、資本的支出に移ります。

資本的支出の増額理由は、第1項建設改良費、第4目機械装置の増額であり、1,321万8,000円の増額となっております。これは、先ほど説明したとおり、昨年12月11日の落雷により破損し、使用不能となった白里供給所の熱量燃焼計測定装置の復旧について、機器の特殊性や高額であることなどから、緊急復旧工事の実施設計に長期間を要し、この5月により発注することができております。この際、本年度予算にこの緊急工事の予算が計上され

ていないことから、工事執行の際に清名幸谷供給計装盤更新工事の予算を目間流用したため、同工事の予算の不足分について今回増額補正とするものとしたものでございます。

説明は以上になります。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました議案第4号の内容について、委員の皆様方、何かご質問等があれば頂戴いたします。

林委員。

○林 正清子委員 ガスガバナーですが、ほかにも計上するところがあるのかどうかということです。どれほどガスガバナーがあるのか。いろんな所にまだあるのかどうか。

（「ガバナーの数」と呼ぶ者あり）

○林 正清子委員 ガバナーの数と、その不用になるそのところ。ガバナーのところはほかにまだあるのか。それと、今回台風で損傷されたのか。その被害がほかにあるのか。その3点お願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 まず、ガバナーの数ですが、ちょっと資料を持ってきていないので記憶だけで申しますと、約15か所ぐらい。ガバナーは、1か所当たり2個ずつついて、緊急のときにすぐ動作が切り替わるよう、そういうことになっていますので。基数とするとその倍ぐらいあると思います。

あと、昨年度の台風でほかのガバナーが被害に遭ったかといいますと、それはございませんでした。さらに、不用となっているガバナーはほかにあるかといいますと、それはございません。

以上です。

○林 正清子委員 ありがとうございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかに、委員の皆様方、ございませんか。

はい、どうぞ。

○副委員長（上代和利副委員長） お疲れさまです。

ガス事業というのは、本市にとっても大事な事業でございます。また、本当に安いインフラだと思うんですね。ガスヒーターなんかですと非常に安い、とてもいいインフラだと思うんですよ。

そういうことで、もっと一般へ周知というか、しているんだと思うんですけども。その啓発というのは、市民の方に使っていただくという点で啓発の推進という、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長。

○鎌田直彦ガス事業課長 キーワードは大事だと思いますが、毎月広報紙には、生活に優しいとか安いとかいうキャッチフレーズを入れながら、必ず一月に1回、安全周知とともにそういうキャッチフレーズを入れて広報紙に載せております。また、年1回、今年は開催されませんでした。産業文化祭において安全の周知活動とともに天然ガスの優位性、そのへんを記載したポスターだとか貼りまして掲示していると。

今の時代、そういうPR活動も大事ですが、SNSですか。あれだと口コミで安さとかが広がるのが一番早い、確実なPRみたいです。それで、それを見たお客様がたまに、日本一ガス安いんだと、それは言われたことはあります。

○副委員長（上代和利副委員長） 分かりました。ありがとうございました。

また引き続きいい、使いやすいインフラだと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございますか。

山下委員。

○山下豊昭委員 最初に簡単な質問なんです。教えていただきたいと思います。

本市は約15か所のガスガバナー施設があるということですが、この説明によりますと、今回の補正予算について、施設の解体による経費という形でご説明なさっています。ということは、解体するということは、今現存している施設そのものが1か所なくなるのか、今までどおりそれは改修という形でやって、施設そのものは残るのか。どちらなのでしょう。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、課長。

○鎌田直彦ガス事業課長 先ほど少しご説明しましたけれども、当初はこの施設は南横川地区の供給拠点として設置されましたけれども、その後、導管というほかの基地と導管とパイプをつなげることによって、供給形態が変わることがあります。その結果、今、最近この南横川ガバナーについては拠点としての意義が薄れまして、ここはなくてもいい状態になっておりました。

ただし、将来的に拡張する可能性があると考えまして、一応用地等は確保していたという状態で今まで続いてきたと。今回の工事により、この施設は完全に解体して更地にする、そういう状態になります。

○山下豊昭委員 じゃあ、完全に今回は施設がなくなるという理解でいいわけですね。

○鎌田直彦ガス事業課長 そのとおりです。

○山下豊昭委員 そうなると、1か所、本市の中の設備施設が減るわけですが、それで本市の

今後のガス需給力に影響はないということによろしいのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長。

○鎌田直彦ガス事業課長 従来からもう数十年、ちょっと年数は定かではございませんけれども、もう使っていない、稼働していなかったガバナーで、今現在安定供給してきておりますので、今後も支障はないと考えます。

○山下豊昭委員 分かりました。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございますか。

林委員。

○林 正清子委員 先ほど南横川の内容をご説明いただいたときに、屋根のところの破損、投石と言われましたか。投石というと石を投げられる、そういう感じですか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長。

○鎌田直彦ガス事業課長 屋根はトタン、風でめくれあがった。あと投石です、確かに。いたずらで石を投げられて、網入のガラスでしたけれども穴があいて、それで発見されたということです。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○林 正清子委員 そういうことであれば、やっぱり早く解体は望まれるところだと思います。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありますか。

もしないようならば、ガス事業課の皆様方、大変ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構です。

（ガス事業課 退室）

◎議案第7号 市道の廃止及び認定について

○委員長（石渡登志男委員長） それでは次に、議案第7号 市道の廃止及び認定についてを議題といたします。

建設課を入室させてください。

（建設課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 建設課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから

速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第7号の説明をお願いします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 出席職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣が副課長の石井でございます。

○石井 勇建設課副課長 石井です。よろしく申し上げます。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 反対側、管理班長主査の須永でございます。

○須永晃二建設課主査兼管理班長 須永です。よろしく申し上げます。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 私、建設課長の林でございます。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第7号の説明資料をご覧ください。

市道の廃止及び認定についてでございます。

1の趣旨です。廃止路線につきましては、昭和61年に全町一括により町道認定を行った路線ですが、今回地権者からの申出によりまして調査を行った結果、個人所有地を市道として認定していることが判明しましたことから、市道の認定を廃止するものでございます。

また、一方の認定路線につきましては、宅地開発事業の完了に伴いまして農用地として市に帰属されましたことから、市道として適切な維持管理を行うため、新規路線として認定するものでございます。

次に、2の実施予定期日ですが、議会の議決がいただけましたらならば告示をいたします。また、告示後、道路の区域設定及び供用開始といった道路法による工事を行います。

次に、3の廃止及び認定を行う路線ですが、場所を簡単に説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、廃止路線図をご覧ください。

市道1-0042号線の場所は、金谷郷字沓掛谷でございます。当該廃止路線の左上にある大きな建物が季美の森小学校になります。こちらに建設した場所も路線廃止となります。

次に、もう1枚めくっていただきまして、認定路線図をご覧ください。

大きく2か所ございます。図面は現況の地形に路線を印字しておりますが、どちらの場所も宅地開発事業が完了して宅地等道路の形態となっており、道路は市に帰属されております。

まず、1の市道1-0157号線は、図面の左上、128号バイパス沿いの西側、大綱字七島にございます。山田台大綱白里線バイパスとベイシアの中間、東葉クリニックの北側の宅地分譲している箇所が当該路線になります。

続きまして、市道3-0224号線と3022号線でございますが、右下、富田地区の宅地分譲している箇所になります。左下の大きな建物が大網東小学校になりますが、東小から北東に300メートルほどの場所になります。

なお、先ほどの説明資料をご覧くださいまして、道路法の抜粋を参考として記載してございます。8条2項のとおり、市町村長が路線を認定しようとする場合においては、議会の議決を得なければならないことから、議会の議決を求めようとするものでございます。10条3項は路線の廃止も8条の認定に準用するというところでございます。

以上、議案第7号 市道の廃止及び認定について説明させていただきました。ご審査のほどお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明が終わりました。

議案第7号の内容について、委員の皆様方、ご質問等があればお願いいたします。

小金井委員。

○小金井 勉委員 認定路線については宅地開発に伴うものですから何も言うことはないと思いますけれども。廃止路線について、何点か。

今回、この場所ですけれども、市内に今までこういった経緯で廃止路線になった、これは昭和61年に全町一括で町道認定を行った路線と書いてありますけれども、それからもう30年以上たっているわけですから。今まで廃止路線に、こういう経緯の中で廃止路線になった場所はどのぐらいありますか。それを1点、先にお伺いします。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） こういった経緯で廃止した路線についてですが、10年ほど前に長国で同様のケースが1件ございました。それより前に遡りますと資料が不明ということで、直近ではこういうふうに把握しています。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○小金井 勉委員 こういった場所は、市内にはまだまだあろうかと思われませんか。変な話、公図等をやっぱり照らし合わせて確認すれば、すぐ分かる内容のところの場所もあろうかと思えますけれども。市側は改めて、全市内を把握しているわけではないでしょうけれどもね。これから今、白里から地籍調査をやっていますけれども、これが終わるまでには、全市終わるまでには何十年と多分かかると思いますがね。

その中で、地籍調査の中でもこういう場所が出てきたのか、ちょっと伺います。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 地籍調査につきましては、3年程度前から開始していただきますけれども、これまでにこのような認定につきましてはできておりません。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○小金井 勉委員 これから、今回のこのことも、実は私どもの地区の道なんですけれども、経緯等はある程度は承知いたしております。

こういう問題は、やっぱり代が代わったときにね、大ざっぱに言いますと、先代がある程度利便性の中で地区の道として、生活道路として認めたものを、代が代わったときに、いや、これは公図を見てこれは道路じゃないよと。宅地内だよという声なんかも、今の地権者の方が市のほうに言ったのかなと思うんですよ。

先代までは、その便宜上地区の皆さんも生活道路として、その道を使わせてもらったという、大ざっぱに言うとそういう経緯の中で、今回は地権者の方が代が代わられて、いや、ここはあくまでもうちの敷地内だよということだと思えるんですよ。

こういった解釈は、これからは市内でも出てくるかと思えますけれどもね。様々に今後ね。ただ、代が代わって、土地自体が結局相続とかされてなくて様々不明なことが出てきちゃう。いろいろ面倒くさいことがいっぱい、これから生まれてくると思うんですよ。確かにそういう土地も様々に今ありますからね。売り買いとか、売買とかそういった面でも、やっぱり支障になることも大いにありますから。

余談なんですけれども、土地改革で、その代の土地が公図上は市道になっていないのに市道になっている場所もあるわけです、うちのほう。だから、それで売買できないとか、そういう土地もいっぱいあるわけですよ。やっぱり何かややこしくなってきますからね。ある程度、市側で把握したときにきちんと地権者に、そのとき通達するということも、やっぱり役所の務めではないかなと。それが、代が代わっちゃえば結局相続できない土地になって、また売買等が不利益になるという土地が、これからは多々あると思うんですよ。

それを一々調べろと言っているわけではないですけれども、そういうものが今後様々発覚したときには、地権者にある程度指摘をするという流れも、役所のほうでもやっていかなければならないのかなと私は思いますので、そのことを一言つけ加えて終わりにします。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございませんか。

はい。

○林 正清子委員 小金井委員とちょっと重複するんですけど。その対応というのは、どう

いうことをされたんですか。

○委員長（石渡登志男委員長） 林委員、もう少しマイクを、恐縮ですけれども聞こえにくいので。

○林 正清子委員 すみません。今後の対応について、細かいやはり協議はされたんですか、こういうことの以外について。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） この問題についての協議……

○林 正清子委員 これが市道でなく私道だということが分かりますよね。それに対して、今後の今、小金井委員が言ったように、市としては今後の対応ですかね、協議されたんですか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） ご指摘のように、全ての路線を調査して、どういう状況か。もしそれで不適切な状態になっているのであれば、それを改善すべきだと思います。

しかしながら、現実問題を申し上げまして、500キロ以上市道がございます。現在は800キロ以上あるんですけれども、昭和61年に認定したものが500キロ以上あります。その中で全部調査をしていった場合に、それが果たしてどこまでできるかというのがあります。本当にそれについては十分認識しているところですが、現実問題としては、問題があったところ、対処しなきゃいけないところを優先的にやっています、全ての調査までやってないというのが現実です。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○副委員長（上代和利副委員長） 教えていただきたいんですが。その認定という部分も、今回土地開発事業が来ないということもあるんですが。認定するに当たっての基本的な線引きなんかは、どういうことになるんでしょうかね。

○委員長（石渡登志男委員長） 建設課長。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 認定につきましては、まず公の方が通り抜けして使えるようなところであることですね。あと、所有権を移転されているとか、そういったものを踏まえて認定をしております。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○山下豊昭委員 認定のほうでお伺いいたしますが。

この認定された認定後の市としての、これは管理業務が発生すると思うんですが、そのへの管理の内容と、それと管理の費用についてはどの程度を考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 認定後の管理につきましては、実際に道路が壊れた場合に補修するという観点と、道路法上の、例えば水道管が入るとか、そういったときの占用手続、そういった管理もあります。それらを市が道路管理者としまして管理していくわけですから。

先ほど委員おっしゃったような費用面につきましては、補修の面が主になるかと思えますけれども。現段階ではまだ舗装仕立てですので、そういった補修の費用はかからないと思います。将来的に舗装の傷んだときに補修ですとか、場合によっては打ち替えるといった費用が発生してまいります。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようでしたら、建設課の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

（建設課 退室）

○花沢充議会事務局副主幹 ガス事業課で、先ほどの件で訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

（ガス事業課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） どうぞ。

○鎌田直彦ガス事業課長 先ほどのガバナーの基数につきまして15と答えましたけれども、正式には、今回壊す南横川ガバナーを入れて20か所ございました。結局、壊してそれで19か所になります。おわびして訂正させていただきます。

○委員長（石渡登志男委員長） ありがとうございます。

（ガス事業課 退室）

○委員長（石渡登志男委員長） それでは、これより議案のとりまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第4号 令和2年度大網白里市ガス事業会計補正予算について、ご意見及

び討論等ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 市道の廃止及び認定について、ご意見及び討論等ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(石渡登志男委員長) 次に、その他でございますが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) なければ、協議事項、その他について終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(上代和利副委員長) 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 2時04分)